

令和6年12月4日（水曜）

議事日程第3号

令和6年12月4日（水曜）午前10時開議

第1 一般質問

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、山内勝志議員の発言を許します。山内勝志議員。

〔26番 山内勝志議員 登壇 拍手〕

○山内勝志議員 皆さんおはようございます。市民連合の山内勝志です。一般質問の機会をいただき感謝を申し上げます。

ちょっと風邪を引きまして喉がかれており、お聞き苦しいと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

それでは、通告に従って質問に入らせていただきます。

まず、指定管理者制度における賃金・物価スライド制の導入についてお尋ねいたします。

指定管理者制度は、2003年の地方自治法改正により導入された制度で、公共施設の管理運営を民間企業や市民団体等に代行させることで、サービス効率化によるコスト削減や民間ノウハウの活用によるサービスの向上を目的としました。特に、少子高齢化や財政難が深刻化する中で、地方自治体がより柔軟に、効率よく公共施設の運営を行う必要に迫られたことが導入のきっかけとなりました。

本市の指定管理者制度では、指定管理料の積算において、人件費については市職員の給料水準をベースとした施設規模・職責ランク別の人件費単価表を用いて積み上げられております。ただ、これらは指定管理者の決定に際しての管理料の積算額であるため、指定管理者が決まった後の指定期間中は、事業者の経営判断の中で、実際の賃金が決められることとなります。

指定管理者制度ができた2003年当時はデフレの時代であり、指定管理料として固定化した収入の中で、人件費や物価上昇の懸念よりも、むしろデフレの進捗に対して、防衛線の役割を果たしていたと思います。しかし、近年のインフレ傾向に伴う賃金・物価の上昇局面にあっては、管理料が変わらない中で、賃金・物価の上昇分を捻出するのは事業者にとって大きな負担となっております。

この課題を解消すべきとして、本市議会においても過去、各会派から質問がなされております。今年度も西岡議員、村上誠也議員から、昨年度は浜田議員、松本議員、

村上誠也議員から管理料の見直しについて質問が重ねられております。常任委員会でも多くの質疑が行われているようです。もうそろそろ、一定の判断が必要であると思えます。

ここで、指定管理者制度に賃金・物価スライド制を導入すべき理由を申し上げます。まず1点目は、国の見解です。

指定管理者制度を所管する総務省が、今年の4月1日に「指定管理者制度等の運用の留意事項について」という文書を発出しました。内容は、指定管理者制度の課題に対応した自治体の好事例を挙げ、各自治体にはこの事例を参考に適切に対応するようにと要請しているものです。

その総務省発出文書に示された事例を二、三紹介させていただきます。

まず、福岡市の事例で、指定管理者の人材確保が継続的に行われ、施設運営の安定化を図るために、賃金水準の変動等を踏まえ、適正に積算した上で指定管理料に反映する。そのために基本協定書とは別に実施協定書を毎年度締結し、最新の労務単価を使用することを定めるといふものです。

次は、横浜市の実例です。指定期間2年目以降の指定管理料については、毎年度横浜市人事委員会が給与勧告時に公表する民間給与実態調査を参考に、前年度からの民間給与の変動率を用いて、年度ごとの見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に反映する。臨時雇用の場合は、神奈川県労働局が公表する最低賃金の変動率を用いるといふものです。

札幌市の事例も横浜市と同様に、民間給与実態調査や最低賃金の上昇率を毎年加算する賃金スライド制を導入しています。

総務省が示した事例以外にも、名古屋市などでも賃金スライド制は導入されています。この制度によって、その時々地域の民間賃金の動きが、毎年度の指定管理料に適正に反映されることとなります。

総務省は、これらの政令指定都市の実例を挙げ、賃金上昇や資材価格の高騰に対応すべく地方自治体に指導を行っているのです。事例に挙げた賃金スライド制は、指定管理者の労働者賃金が、地域の賃金水準に応じて見直される仕組みです。

この制度の導入で、指定管理者側は賃金を適正に上げることができ、職員の定着率が維持され、人材確保がしやすくなります。同時に職員の労働環境が改善されることで職務への意欲や責任感が高まり、ひいては利用者へのサービス品質向上にもつながります。総務省が導入を要請している賃金スライド制を、熊本市においては導入できない特段の理由は見当たらないと思えます。

理由の2つ目です。

熊本市において、既に運用している公共工事における請負契約でのインフレスライド条項です。

インフレスライド条項とは、工事請負契約約款第26条第6項に規定されており、その条文には「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において

急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」は、発注者または受注者、いずれも請負代金額の変更を請求することができるかとされています。

本市においても、工事契約課から各課に対して、「受注者がインフレスライド条項に基づく請負代金の変更を希望する場合は、インフレスライド運用マニュアルに基づき適切な対応をするように」との通知も出されており、実際に請求に基づき変更契約が行われていると聞いております。

また、この制度では、急激な賃金水準の上昇だけではなく、契約後の物価水準の上昇により請負金額の変動額が残り工事費の1%を超えた場合も、インフレスライドを適用することができるかとされています。

公共の事業を適正に執行していくためには、賃金物価の価格変動をきちんと転嫁することの必要性を認めており、官側が率先して価格転嫁を進めるべきと考えているのだと思います。

そこで理由の3つ目です。

本年6月に出された経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる、骨太の方針2024には、第2章の項目に賃上げの促進とともに価格転嫁対策が示されています。その中には「官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する」とされています。公共の事業において、近年の賃金・物価上昇分を受注者側へ正しく価格転嫁することを改めて表したものと受け止めました。そのための予算措置も国が行うとのことでした。

賃金・物価スライド制は、当然取り入れられるべき仕組みだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、理由の4つ目です。

令和5年第4回定例会にて、当会派の上田議員の一般質問を受けて、熊本市の公契約条例が制定されることになりました。現在、2026年度の条例施行に向けての検討が行われています。

この条例は、市が事業者と締結する工事、サービス、物品調達等の公契約を通して、公共事業の質のさらなる向上や適正な労働環境の確保を図ることを目的としています。この条例策定の方針や必要性から見ても、本市の指定管理制度における課題解決は、市の姿勢として必須であると考えます。

これらの理由から、指定管理者制度における賃金・物価スライド制については、そろそろ導入に向けた具体的な動きがあるべきだと考えます。大西市長のお考えをお聞かせください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在、世界的半導体企業の本県進出が全国的にも注目されるなど、経済情勢の変化による物価高騰や賃金の急激な上昇等が本市にも大きな影響を与えていることは十分承知しております。

本市の公の施設の管理運営につきましては、これまでも社会情勢等に対応した見直しを行うことで、適切な管理運営に努めてきたところではございますが、ただいま述べたように、本市を取り巻く状況が変化する中、改めて、指定管理者制度の運用について見直しが必要であると認識しております。

そこで現在、個々の施設特性も踏まえながら、運用の見直しを行った場合の財政影響を精査するなど、検討を進めているところでございまして、その結果がおおむねまとまった段階で、議会に御説明させていただきたいと考えております。

今後とも、適切な施設管理はもとより、市民サービスの向上につながる指定管理者制度の運用を図ってまいります。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 市長、御答弁ありがとうございます。

指定管理者制度の運用については、見直しが必要との市長の御認識でありました。

現在、賃金と物価の動きに伴う価格転嫁をした場合の財政影響を精査中とのことで、今後、具体的な見直し案が出てくるのであろうと理解しました。

ぜひ、少しでも早い段階で結論を出していただき、その内容について議会への協議報告をよろしくお願いいたします。

それでは次に、熊本市のデータ戦略についてお聞きいたします。

少子高齢化が進展する我が国においては、将来的に危機的な労働人口の不足が見込まれております。既に、多くの産業で人手不足による経済活動のひずみが生じており、何らかの形で、これまでの労働集約型の経済活動から転換し、労働人口不足の影響を軽減するための方策が必要となっております。

一方で、AIをはじめとするICT技術の進歩も目覚ましく、多くの分野でデジタル技術を利用して、仕事のやり方を抜本的に変化させるようなDXの推進が叫ばれています。また、社会における様々な情報がデジタル化し、例えば携帯電話の普及等により、人々の行動パターンがデータとして収集され、コロナ禍では濃厚接触の可能性を検知するアプリも政府主導で配布されました。気象予報においても、膨大なデータを処理する能力が格段に向上したため、予測分析による災害時の危機回避に大きな威力を発揮しています。

このように、ビッグデータとAI等の組合せによって、重要な政策決定におけるエビデンス（根拠・裏づけ）として使われています。まさに、これからは上手にデータの利活用を進めることが、合理的で効率的な施策の展開につながり、ひいては労働人口不足による悪影響を抑制し、社会活動を健全に維持する肝になると思います。

大西市長もマニフェスト2022において、既にデータ戦略を掲げられており、昨年度には政策局に、データ戦略課を立ち上げられました。

また、本年3月には、熊本市データに基づく事業立案と推進戦略も策定されておられます。この計画により、これまでの市役所内部のデータに対する取扱いの弱点や課題を認識し、今後のデータの利活用をどのように進めるかを方向づける大変重要な計

画になると思います。

まずは、大西市長に熊本市のデータ戦略についての大方針お聞きしたいと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 第8次総合計画を推進し、計画的、効果的・効率的な市政運営を実現するためには、データを活用した客観的な証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの考えを新たな施策立案や予算編成のみならず、現状分析や課題抽出などの日常業務の中に取り込んでいく必要があると考えております。

このため、先般策定いたしました、熊本市データに基づく事業立案等推進戦略には、人材育成やデータ利活用のルールづくり、分析・可視化ツール導入等の環境整備を盛り込んだところをごさいますて、現在、この戦略に基づいた取組を進めております。

特に、データを有効に利活用していくためには、職員のデータに関する意識やスキルの向上が不可欠でございまして、研修をはじめとした人材育成に力を入れますとともに、本年7月には庁内推進組織として、データ利活用推進本部を設置いたしました。

今後も、国や先行自治体などの取組も参考としながら、職員のデータに対する意識醸成など、全庁的なデータ利活用・EBPMの推進に取り組んでまいります。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 御答弁ありがとうございました。

データ利活用の必要性やデータ戦略の大きな流れについてお聞かせいただきました。

それでは、戦略計画に沿って少し細かなことについてお尋ねをしていきたいと思えます。

まず1点目、データの統合についてですが、戦略計画の対象となるデータのうち、市役所の各部署には施策決定のため様々なデータが存在します。それぞれの部署が定期的に、あるいはその時々目的によってデータを収集しています。

しかし、それらのデータは共有されることなく、ある意味宝の持ち腐れのような状態で格納されているのが現実ではなかろうかと思えます。例えば、都市建設局の施策決定に必要なデータが健康福祉局の福祉関連のデータに存在していたり、経済観光局に必要なデータが文化市民局にあったりと、市民のニーズを正確に反映させるための鍵となるデータが、市役所のどこかに埋没している可能性が大きいと思えます。

計画書にある職員アンケートでは、さらなるデータ利活用の必要性を感じつつも、それができていない現状に、もどかしさを感じる職員の姿も見えてきました。今後は、埋もれがちなデータを一元化して、部門・部署を超えた横断的な活用となるように、共有していかなければなりません。各部署に眠っているデータを統合し、地域ごとの課題解決に用いたり、行政資源の最適配置を図ったりすることが期待されます。

ただ、一口に統合するといっても、過去のデータはそれぞれ個別のルールによって管理されているため、統合するためのルール決めが必要です。テキストなのか数字なのか、何文字何桁の分量が必要なのか等々、データ項目のルールを決めなければなりません。

また、今後ルールに沿って入力するのは簡単ですが、過去のデータを新ルールの形に変えて編集する作業は、複雑であり膨大でもあります。これらの作業の実施主体はどこ行うのでしょうか。また、せっかく統合しても、膨大なデータの中から、必要なデータを見つけられなければ意味がありません。使い勝手のよい、データ検索の方法はどのようにお考えでしょうか。

2点目は、人材の育成です。

データの統合に当たってのルール決めや過去のデータの編集、検索システムの作成など、データ戦略を実行するための前準備には相応のデータ処理技術者が必要だと思われる。

さらには統合が終了し、検索システムが出来上がったとしても、最も重要なのは、施策を推進するために根拠となる必要なデータが何なのかを認識して、さらにはそれを的確に分析する能力です。そのためには、現場の職員が統合されたデータを有効に活用するための、一定の知識と技能を身につける必要があります。さらには、それらの知識や技能を維持していくための修練方法や、身近なところ、外部に頼るのではなく市役所内部に相談し支援を受けられるような、伴走型の支援組織と人材がなければ持続性が保てなくなるような気がします。

これらの人材育成を内部育成するのか、専門職を採用するのか、または専門機関から派遣等に頼るのか、いろいろ手法はあるとは思いますが、包括的な人材育成方針を教えてください。また、支援体制について組織の在り方も含め、お尋ねいたします。

3点目は、市役所外へのデータ利用の開放について方針をお聞きします。

市のデータ戦略が進み、たくさんのデータを利活用しやすい環境が整えば、企業や研究機関、隣接する自治体にとっては、ぜひ参考にしたいと思われると思います。市民の方々でも、地域の課題解決のために調べたいと思う方もいらっしゃるでしょう。

特に、連携中枢都市圏において連携協約を結んだ自治体にとっては、熊本市のデータは大きな価値があると思います。広域の災害対策を考える上でも、自治体、関係機関のデータ連携は、これからますます重要になると思います。

利用条件やセキュリティー面での問題等、考慮することは多いとは思いますが、将来的に、このような団体や個人にデータを公開する方針はあるのでしょうか。お尋ねします。

以上、政策局長にお聞きします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 データ戦略に関する3点の御質問に順次お答えいたします。

まず、1点目のデータ統合についてでございますが、議員御案内のとおり、庁内に分散して保有されているデータを有効に活用していくためには、データの所在を明確にするとともに、容易に抽出・活用できる環境を整備する必要があります。

このため、昨年度、庁内各課が保有するデータの洗い出しを行った上で、今年度中に、これらのデータ項目を取りまとめた一覧を作成することとしており、今後データ

の一元管理及び検索ができるシステムの導入を検討しております。

次に、人材の育成についてでございますが、全庁的にデータ利活用・EBPMを進めるためには、職員にデータ利活用やEBPMの考え方を浸透させるとともに、データ分析や活用に係る一定の知識・スキル、いわゆるデータリテラシーを有する職員の育成が重要でございます。

このため、職位別の研修等により、意識の向上及び全体の底上げを行うとともに、庁内公募によりデータリテラシーを有する職員の育成研修を実施しております。

また、データ利活用に向けた支援体制につきましては、現在、データ戦略課を窓口として、都市政策研究所とも連携しながら庁内各所属からの相談を受け付けております。

最後に、市役所外へのデータ利用の開放についてでございますが、既に、市ホームページを通じて、人口をはじめとした統計情報や医療・福祉関連の施設情報、観光動向などのデータを公開基準やデータ形式を定めた上で公開する、オープンデータの取組を積極的に進めております。

また、本市が公開するデータのみならず、他の自治体や企業等との間で、相互にデータ取得・活用を行うため、本年度から、くまもとデータ連携基盤を熊本県及び本市を含む13市町村により共同運用しております。

今後も、市民や企業、団体等の皆様が必要な行政データを利活用できるよう、これらの取組をさらに進めてまいります。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 来年度が戦略計画の2年目に入り、具体的な動きが始まります。

来年度の基礎的な準備段階がしっかり築けるかが、今後のデータ利活用がスムーズに進むかを左右することになると思います。しっかりとした対応を担当部署の方々にはお願いしたいと思います。

来年は、国勢調査も行われるため、業務が大変繁忙になることも予想されますが、データ戦略の推進が滞ることのないよう、人的配置も含め御努力をよろしく願いたします。

それでは次に、新しい学校部活動についてお聞きいたします。

今、学校の部活動は大きな転機を迎えています。

少子化が進み、生徒数が減少する中で、多くの部活動において参加者が減り、活動自体が困難になっているケースもあります。部員数が少なく練習もままならず、目標とする大会への参加もできず、部活動自体が廃止になるような事例もあるようです。

加えて、部活動の受持ちが、教員の負担増加の原因の一つにも挙げられています。部活動の指導が授業時間外や休日に行われるため、教員の働き方改革に逆行しているとも言われています。

そのような中、文部科学省は中学校の部活動を、地域スポーツクラブや民間事業者に委託する取組を推進し始めました。国の指針では、達成目標は設定せず、地域の実

情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとして、2023年度から2025年度を完全移行に向けた改革推進期間として位置づけています。2023年度からは、全国中学校体育大会への地域クラブの参加も認められました。

ところが、国が掲げる改革推進期間が始まって一年がたちますが、状況はなかなか進んでいないようです。教員の代わりを担う指導者や競技団体の確保が進まず、練習できるグラウンドや施設も足りていない自治体がほとんどのようです。

また、部活動を地域や民間に移行した場合の指導者への謝礼や、施設利用料がどれぐらいの費用が発生するのか。どれだけ国や自治体が補助し、保護者が負担するのか。改革が進まない要因の一つには、お金に関する議論が十分行われずに、計画だけが走り出したという印象もあります。

さらには、事故が起きた場合の責任の所在、体罰や性被害等のハラスメントにつながる指導者の質の担保も、重要な解決すべき課題として残されています。部活動の指導において、特に費用もかからないし、学校の先生がそのまま面倒を見てくれるから心配はいらぬという、これまで保護者が漠然と抱いていたお任せ意識を変えていく時期に来ていると思います。

そのような状況下で、熊本市教育委員会では、有識者、校長経験者、各団体関係者、保護者代表などで構成される熊本市部活動改革検討委員会に、部活動の今後の在り方について諮問されました。そして、本年3月に、同委員会から新しい学校部活動の在り方についての答申を受けられました。

答申では「学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導をするということを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させる」とされています。国の方針とは異なる方向での答申がされたわけですが、ある意味、現状を踏まえれば当然の流れであるとも思います。

しかし、単に学校現場でこれからも頑張るだけでは、何の問題解決にもなりません。答申の内容を十分踏まえて、新しい部活動の形を生み出していきたいと思っています。

まずは、答申の概要と今後の検討の進め方について教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 新しい学校部活動についてお答えいたします。

本年3月の答申では、学校部活動を継続するに当たっては、指導を希望する者が指導することを前提に、1、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る。2、学校部活動の教育的意義や役割を保持する。3、指導者の確保を含む運営体制の充実を図る。4、持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払うという、4つの基本方針の下、令和9年度に新たな学校部活動の開始を目指すとされました。

答申を踏まえ、アンケート調査やワークショップを通じて、こどもなどから幅広く



意見を聴取し、関係部局と協議の上、11月に本市の方針を、熊本市立中学校における新しい運動部活動の在り方（素案）としてまとめたところです。

こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実と教職員の働き方改革の両立を図るため、今後も議会等にもお諮りしながら、今年度中に、本市の部活動改革の方針である熊本市立中学校における新しい学校部活動の在り方を決定したいと考えております。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 今回の答申の中に示された基本方針のうち、指導者の確保を含む運営体制の充実を図ることと、持続可能な運営費用を確保し全ての指導者に適正な対価を支払うこと、この2つの方針が、今後の部活動の継続に当たって大変重要なポイントになると思います。

特に、答申を踏まえ先月末に作成された素案にも、新たに示された人材バンクの考え方には期待感があります。これまで新任の先生が学校から指名される形で、やむを得ず引き受けた顧問として、自ら経験のない競技や文化活動をほぼ自分の時間を割いて指導するという状況を変えていくことができます。

人材バンク登録者には、退職教員、大学生、公務員、民間従事者などが想定され、加えて指導者として引き続き希望する教職員も加えられています。自らの意思で、自分の経験や知識を中学生に教えたいと思われている地域の人々が、部活動を支えるということです。もっとも、答申の基本方針にもある、学校部活動の教育的意義や役割を保持することが大前提ですので、勝利第一主義や忍耐・根性論で指導が行われることがないようにすることは当然です。

また、指導者に対して、適正な報酬を支払うことも今回の大きなテーマです。当然報酬等の発生によって、これまで以上に経費がかかるかもしれませんが、部活動をしたい生徒が全て参加できるように、かつ世帯間の不均衡が出ないような負担額の設定に配慮していただきたいと思います。

そこで、教育委員会として、新しい部活動の方針を決めるに当たって幾つかお尋ねいたします。

1点目は、どうしても避けて通れない問題として、責任の所在があります。

スポーツ競技では、けがは付き物ですが、事態によっては運営・管理側の責任が問われかねない状況も発生します。人材バンクに登録された指導者の下で起こった事故について、最終責任はどこにあるのでしょうか。

2点目、その場合、指導者が過度な指導や体罰、性被害につながるハラスメント等の不祥事を起こした場合、何らかの処分や措置は取れるのでしょうか。

また、そのような不適切な事案が起こらないような仕組みづくり（資格や研修等）はどのように考えられているのでしょうか。

現在の部活動指導員であれば、会計年度任用職員として市に雇用されている公務員なので、ハラスメント研修の受講義務や懲戒等の処分ができるのですが、民間の人材の場合、どこまで対処ができるのでしょうか。とてもネガティブな質問ではありま

すが、新しい仕組みを立ち上げる前には、任用の在り方をしっかりと整えて不幸な争いが起きないようにする必要があります。

3点目、人材バンクに登録された指導者への報酬体系と、生徒側（保護者側）が支払う経費についてはどのようにお考えでしょうか。

時代に見合った報酬額であるべきですし、報酬額以外の必要経費、例えば、施設使用料や設立する人材バンクの運営経費もあると思います。報酬の支払いについても、民間の方や地域の方への支払いは問題ないですが、本市の教職員や市職員の方には、給与として支給するのでしょうか。また、世帯間の不均衡を防ぐための費用緩和措置等はあるのでしょうか。

4点目、人材バンクの設置についてですが、教育委員会事務局内に直営として設置するのでしょうか、あるいは外部委託などをお考えでしょうか。

加えて、人材バンクの最重要課題は登録者の確保です。熊本市の考え方をきちんと認識くださる方々を、不足なく登録するための手法や方針が決まっていれば教えてください。

5点目、新たな部活動の仕組みが変われば、現在の「部活動の指針」も改定する必要があると思いますが、見直しの方針を教えてください。

以上、5点について教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 新しい学校部活動について、さらに5点お答えいたします。

1点目の責任の所在については、校長の管理下における学校部活動であるため、本市が委託した人材バンクで雇用された指導者であっても、発生した事故等については、従来どおり本市が責任を負うこととなります。

2点目の指導者の処分については、地域人材を会計年度任用職員として任用する場合は、任命権者である教育委員会が決定することとなります。

また、人材バンクで雇用する本市の教職員や市職員の指導者が体罰等の不祥事を起こした場合は、雇用主である人材バンクが懲戒権を持つこととなりますが、委託契約において、指導者を解任する等の規定を設けることはできるものと考えております。

なお、教職員や市職員としての懲戒処分については、事案ごとに検討いたします。

不適切な事案が起きないように仕組みづくりについては、過度な指導や体罰などの発生を防ぐため、研修体制の構築が重要だと考えており、具体的な仕組みを今後検討してまいります。

3点目の指導者への報酬については、現在の部活動指導員を参考に、顧問を時給1,600円、副顧問を時給1,000円で検討しております。本市の教職員や市職員の任用方法については、現在整理中ですが、人材バンクが任用して報酬を支払う制度を検討しております。

また、保護者が負担する費用については、新たに必要となる指導者へ報酬や人材バンクの運営費等について、50%程度の負担をお願いしたいと考えておりますが、経済

的に困窮する世帯などへの支援制度の構築も検討しております。

4点目の人材バンクの設置形態についてですが、直営ではなく、外部団体への委託を想定しております。

幅広い指導者の確保については、関係団体や大学に答申を説明し、人材募集の協力を依頼したところであり、市の方針決定後に改めて周知、広報を実施いたします。また、指導者の登録だけでなく学校と指導者のマッチングを行うシステムの導入も検討しているところです。

5点目の現行の熊本市立小中学校「部活動の指針」についても、新しい学校部活動の形に沿った見直しを進めてまいりたいと考えております。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 素案にある今後のスケジュールを見ると、本年度中に市の方針を決定し、2025年度から2年間かけて専門部署や人材バンクの設置、指導者の確保、モデル事業の実施、検証等の事前準備が進められ、2027年度から新たな部活動が始まるようです。

教職員や市職員が人材バンクに登録する場合の任用の在り方など、もう少し深く検討が必要な課題もあるようですが、まずは、生徒が有意義な学校生活を送れるよう、知恵を絞っていただきたいと思います。

それでは、4番目の質問です。社会と公務の変化に応じた職員給与制度について2点お尋ねいたします。

1点目は、就労実績のある新規採用者の初任給の決定方法についてです。

公務員の成り手不足の問題が続いています。本年第1回定例会でも質問させていただきましたが、本市でも受験者数の減少や採用辞退、早期退職の増加などの課題を抱えています。一方、新規採用者の中には、学校卒業後、就労経験を持つ人が半数近くいることも分かりました。以前のように、公務員が絶対的な終身雇用の職場ではなく、転職の対象となる一職場になっているように感じます。

熊本市の採用試験は、一昔前と比べると採用年齢上限が引き上げられています。採用職種によっても違いますが、事務職等の大学卒業程度の試験で32歳、保健師・薬剤師等の資格免許職で34歳、採用困難な獣医師職で45歳、就職氷河期世代試験で54歳、社会人経験者試験では上限は60歳です。

まさに、社会と公務の変化は、あらゆる世代の経歴を持つ人々に熊本市職員としての門戸を開いています。それだけ公務サービスが複雑多様化しており、従来のように社会人になりたての新人職員を、市役所内部でじっくり育てていくような、人的・時間的余裕がないことの表れです。また、民間の仕事で得た柔軟で幅広い知見が、公務にも求められているということでもあります。

しかし、このように幅広い世代から優秀な人材を迎えたいと、試験制度が変化している一方で、就労実績のある新規採用者の初任給の決定方法には、課題が残されています。初任給の決定には、最終学歴を基準とした初任給基準が職種ごとに給料表の級

と号給の組合せで決められています。ちなみに、級は主事から局長までの職責に応じ、そして号給は基本的に1年ごとに4号給増えていきます。級や号給が多いほど給料額は高くなります。

就労実績のある人は、その人の卒業後の経歴の種類や経歴年数の長さによって、号給が初任給基準に上積みされるようになっていきます。例えば、22歳で大学を卒業してすぐに本市採用となった人は、大学卒の初任給基準である1級29号給になります。一方で、大学卒業後民間会社で5年間働いた後、熊本市に採用になった場合、経歴の5年間の年数分が加算され、1級29号給の初任給基準に5年分に相当する20号給が上積みされ1級49号給と決定されます。

今、申し上げたように、経歴を持つ人も条件の積み上げが行われるので、一見不具合はないように思われますが、現在の初任給の決定方法では、経歴が長ければ長いほど、相対的に初任給が抑えられてしまいます。先ほど、経歴年数を号給にして加算する制度は、その経験年数が5年を超えると、その超えた年数は3分の2に割り落とされていきます。その結果、当然初任給も低くなってしまいます。

また、新規採用者は必ず1級から始まるルールがあるため、30歳だろうが40歳だろうが50歳だろうが、新しく入った職員は1級からのスタートになります。最も低い階級ですので、それ相応の金額も低く、幾ら号給を多く積み上げても、先に入庁した同年代の職員とは大きな開きがあります。それに加えて、先ほど申し上げた号給の割り落としがあるため、まさにダブルで差が開くことになります。

仮に、同級生二人が建築系の大学を卒業し、一人は熊本市役所に、一人は民間建築大手に就職し、年齢制限上限の32歳で市に転職した場合、私の試算では最初の1年間は年収で60万円、給料額で4万円近い差が出ます。2年目で年収40万円、3年目以降も年収20万円の差が出るのではないかと思います。希望を持って公務員に転職したのに、給料が大きく下がって生活に影響している中途採用者も多いと思われれます。

ただ、この決定方法にも例外があります。それは社会人経験者試験で合格した人です。この試験合格者だけは、級も3級からスタートできるし、5年を超える経歴期間の割り落としもありません。先に入庁した職員とほぼ同様の条件で処遇が決定されます。それ自体は社会と公務の変化に応じた大変よい制度なんですが、社会人経験者試験以外の合格者との差は、なぜ生じているのでしょうか。社会人の就労経験があり、32歳で一般試験に合格した人と、同い年で社会人経験者試験に合格した人では、能力や経験値にそんなに差があるのでしょうか。そもそも、初任給を決定する給与制度が、二重制度になっていること自体がおかしいのではないのでしょうか。この不具合は、早急に改善すべきであると思いますが、いかがでしょうか。総務局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 本市の職員採用につきましては、時代の変化に対応し、受験資格等の見直しを行いながら、幅広い世代の優秀な人材確保に努めております。

現在、初任給につきましては、試験区分ごとに熊本市一般職の給与に関する条例の規定により、職務や職責に応じた職務の級と、人事委員会規則に基づき学歴や職歴などを換算した号給で決定しているところであり、適正であると考えております。

一方で、試験区分ごとに初任給の算定方法に違いがあることは、議員御指摘の公務員の成り手不足や早期離職の一因であると考えており、初任給の決定基準の見直しにつきまして、大学卒業程度の試験と社会人経験者試験での決定基準の改正も含めて、検討してまいりたいと考えております。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 市の職員として優秀な人材を確保していくには、その時々民間を含めた雇用情勢に敏感に対処していく必要があります、その最たるものが初任給だと思います。

今回、初任給の決定基準の見直しについて、大学卒程度試験と社会人経験者試験での決定基準の改正を含めて検討するとの前向きな御答弁をいただきました。優秀な人材を確保するための必要な改善ですので、ぜひ、よろしくお願いします。

引き続き、2点目の質問、最後の質問をさせていただきます。業務職員の給料表の在り方についてお聞きいたします。

現在、業務職員の給料表の適用を受ける業務職員は319人とのことです。これまで業務職員が担ってきた業務や部署について民間委託が進められ、現在では業務職員の新規採用は行われていません。今後も不採用の方針が変わらないのであれば、職員の新陳代謝はなく、現在の職員が年々退職していけば給料表の適用者がゼロになるのも、そう遠い先の話ではありません。

現在の業務職員給料表は5級制ですが、級ごとの人員分布を見ると、319人のうち1級、2級がゼロ人、3級に2人、4級に7人、最終級の5級には全体の97%に当たる310人が占められています。そのうち227人が、もうその先号給がない最高号給に固まっており、今後もその号給に人が寄せられていく状況です。

職員採用がないために極めて偏った人員分布になっており、もはや5級制の給料表の意味を持っていません。また、規則の給与規定を見ても、既に職員が存在せず、今後適用がされることのない1級や2級の標準職務や、採用もないのに初任給基準もそのまま記載されているだけです。給与制度としては極めて異質な状況だと感じます。

コロナ禍の際は、業務職の職場も社会を支えるエッセンシャルワーカーとして、市民の方から感謝の言葉が聞かれました。また、熊本地震の際や他都市での災害派遣の折にも、災害ごみの除去や道路復旧作業等に貢献が見られました。現在でも灼熱の中で、学校調理や危険な猛獣を扱う動物園の飼育業務など、大変厳しい環境で業務が続いている職場もあります。

今後、業務職員給料表の対象者がいなくなってから、こういった現場も民間委託に切り替えていくのでしょうか。現在の職員には、言葉は悪いですが、それまでのつなぎとしての役割を求めているのでしょうか。

今後の業務職員の果たす役割、行政の職員として必要な役割をしっかりと提示すべきだと思いますし、清掃は環境行政の一部として、学校調理、学校主事、動物飼育は教育行政の一部として、道路維持は建設行政の一部として、行政サービスの一翼をしっかりと担ってもらいたいと思います。その上で、現在のひずんだ目的が薄れてしまった給与規定を抜本的に改め、行政職員給料表の適用を受ける職員として、給料表の切替えとともに、正しく任用替えを行う方が自然であり、あるべき雇用者責任を全うする方法だと思いますが、いかがでしょうか。

改めて、今後の業務職員数の推移とその体制下で担う仕事の割合について、現状での考えをお聞きします。また、包括的に今後の業務職員給料表の在り方について、総務局長の見解をお尋ねいたします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 業務職員につきましては、市民サービスの一翼を担っておりますが効果的・効率的な行財政運営の観点から、民間でできることは民間に委ねるとの考えの下、直営業務の見直しに取り組み、退職不補充を基本としております。

その結果、現在319名の職員数は、10年後の令和16年度には約140名となる見込みです。

また、業務職員給料表の適用を受けている職員は、年齢や成績を基に昇給しており、議員から御紹介がありましたとおり、多くの職員が最も上位の5級に在籍しております。議員御提案の事務職や技術職等に適用している行政職員給料表との一本化につきましては、職務内容の違い等多くの課題があることから、制度改正には慎重な検討が必要と考えており、今後も引き続き研究してまいります。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 業務職員給料表における人員分布のいびつさについては、十分認識していただいていると思いますが、これから、ますますその傾向は強くなる一方です。今後の業務職員の担う役割についての御答弁はありませんでしたが、雇用者側の責任としては、あらゆる職域の職員に対して、常に将来に向かっての仕事の役割を明確にし、その処遇の定めも正しく表すべきだと思います。対象者が年々減っていくのをただそのまま放置するのではなく、積極的に課題解決に向かっていただきたいと強く望みます。

これで、準備しました質問は終わりました。

真摯に御答弁をいただきました市長はじめ、執行部の皆様に感謝を申し上げます。

また、お聞きいただきました全ての皆様に感謝を申し上げます。大変お聞き苦しかったとは思いますが、これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

---

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

井芹栄次議員の発言を許します。井芹栄次議員。

〔16番 井芹栄次議員 登壇 拍手〕

○井芹栄次議員 皆さん、おはようございます。日本共産党市議団の井芹栄次です。

早速、質問に入らせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わり、市民生活は大変な苦境に陥っています。市民の切実な暮らしに関わる問題から3点にわたって質問を申し上げます。

まず、市電料金値上げの問題です。

熊本市電は、今年開業100周年を迎えました。ところが、この記念すべきときに、2025年6月から200円への料金値上げが提案されました。昨年に続く連続値上げで、1億6,300万円の利用者負担増になります。去年180円に値上げしたのに、なぜ連続値上げなのか。相次ぐ重大事故が収まらない中での値上げは、到底市民の納得を得られません。

値上げの理由としては、乗車の人員がコロナ禍前まで回復していないことや、非正規職員の処遇改善、物価高騰などによる収支悪化という説明でしたが、いずれの理由も本来交通事業者の経営努力で改善されるべきもので、市民の負担に転嫁すべきではありません。市民からも、経営の悪化を理由に利用者である市民への負担を求めるべきではないと、厳しい声が寄せられています。

熊本市は、2020年度から年間1億4,200万円の基準外の一般会計繰入れ、いわゆる市電運行緊急支援を行ってきました。ところが、来年度からの運営民営化である上下分離方式を前に、この基準外一般会計繰入れを、今年度までで打ち切る方針を打ち出しています。これは民営化によって、交通事業の独立採算性をさらに強めるものです。値上げの本当の理由は、その分の負担を市民に転嫁するのが狙いなのではないでしょうか。

市は、交通事業の運営を民営化しても、市が100%出資する会社が運営するので、事業は何ら変わらないと説明してきました。しかし、一番肝腎な財政支出を縮小すれば、公共交通の利便性の向上、利用促進に影響します。

先日市長は、突然、相次ぐ重大事故の改善が見られないため、上下分離方式の延期を表明されました。当然だと思います。

地域公共交通は、大事な住民の足です。通学や通勤、買物になくてはならない市民の乗り物です。移動の自由の保障は、地域での生活の質に直結しています。地域公共交通の基幹交通手段として、安くて安全な市電の活用が、今こそ求められています。

道路渋滞の解消、環境や福祉の便益的な価値など、市電の果たす役割は非常に大きいものです。

市電の安全確保には、運転手の処遇改善も欠かせません。そのためにも、今必要なのは公共交通への支援の拡充ではないでしょうか。

そこで、市長にお尋ねします。

1つは、物価高で市民生活が逼迫しているこの時期に、料金値上げは市民の納得を得られません。きっぱり中止すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目には、事業者としての責任を果たすために、安全運行対策を優先すること。そのためにも、基準外一般会計繰入れである市電の運行緊急支援、これを継続することが必要だと思います。いかがでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 市電料金の値上げについて御質問にお答えいたします。

まず、熊本市電の運賃につきましては、乗車人員がコロナ禍前まで回復していない状況や、人件費・物価高騰の影響等により収支が悪化し、極めて厳しい経営状況にありまして、現状の180円のままであれば、来年度から赤字になる見込みでありますことから、地域公共交通に関する特別委員会において、200円へ改定する考え方をお示しさせていただいたものでございます。

乗務員等の処遇改善や安全を再構築するためにも、今回の改定は必要なものであると考えておりまして、利用者の方々には、大変な御負担をかけるということで、申し訳なく思っておりますが、御理解いただければと思います。

また、基準外一般会計繰入れの継続についてのお尋ねでございますが、公営企業は、独立採算制の原則によりまして、その経営は自主財源で賄われるべきものであるということから、交通事業においても、まずは運賃や広告料収入等によって経営していくべきものと考えております。

一方で、市電は市民にとって重要な公共交通の基幹軸でありますことから、交通事業会計への支援の必要性等について、引き続き検討してまいります。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 物価高騰で市民生活が逼迫する中での料金値上げなど、とんでもありません。

今議会初日に、我が会派の上野議員が指摘したように、11月22日に新たな経済対策が閣議決定されました。その中で、重点支援地方交付金の増額も予定されております。これは自治体の独自策の財源となるので、低所得者支援枠などを使って、値上げをやめることを求めていきたいと思っております。

次に、公契約条例についてお伺いします。

公契約条例は、公正な競争を確保し、労働者にしわ寄せが来るような不当な価格競争を防ぐこと。公正な労働契約を実現し、公共事業でのワーキングプアの発生を防ぐ



こと。民間に委託する公共サービスの質を確保するなど、労働者の保護に加え、公契約に関する民間事業者の健全な成長、そして地域の活性化のためにも、公契約条例は大きな役割を果たすと期待されています。

全国での公契約条例制定は、28都道府県、81自治体となり、着実に条例制定の動きが広がっています。

これまで、国や自治体が提供してきた公共サービスの民間委託は、安ければよいとする競争入札制度の下で進められ、既に、30年以上が経過してきました。公契約条例には、賃金下限額を明示した賃金条項型と、就労環境の改善など理念的なものを示した理念型というのがあります。熊本市は、公契約条例の制定に向け、検討を始めていますが、理念型の方向で制定を目指しています。検討委員会では、理念が浸透するような実効性のある方策を検討すべきと意見が出ていますが、理念型は法的規制がなく、あくまで努力目標です。実効性を担保するためには、賃金条項型でないと効果が薄いと思われれます。

最近の条例では、社会的価値の実現を含む公契約条例が増加しています。具体的には、男女均等待遇、障がい者雇用、継続雇用の明記、多様性への配慮、法定福利費の明示、社会保険加入の確認、適正な積算、地域業者の積極的な活用です。

技術力、専門力の強化と担い手確保、育成について振興計画を立案する努力、必要がありますが、職人の成り手が不足する原因は、低賃金であります。物価高騰対策としても大幅賃上げが必要です。熊本市が発注する公共工事の現場で、大幅賃上げが求められます。そのためにも設計労務単価に基づく賃金条項を公契約基本条例に規定すべきです。

そこで、総務局長にお尋ねします。

川崎市や相模原市などのような、実効性のある賃金条項型の公契約基本条例の制定を求めますが、いかがでしょうか。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 公契約条例につきましては、事業者団体や労働者団体、学識経験者等で構成する熊本市公契約条例（仮称）検討委員会において、現在実効性のある理念型条例の方向性で検討を進めております。

その中で、条例の実効性の担保につきましては、重要な課題であるとの委員の指摘もありましたことから、他都市の取組も参考にしながら、その方策について検討を進めているところです。例えば、事業者が条例を遵守する旨の誓約書の提出を求めるなど、条例の効果の最大化につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 実際、発注する工事、業務委託に関して、低賃金を背景としたダンピング受注を排除することにより、公共サービスの品質確保をして住民の利益を図り、事業者相互の公正競争を実現して、公契約に従事する就労者の労働条件の下支えを図るとの目標を実現させていく必要があります。

現在、検討中ということなので、ぜひ、実効性が担保される公契約条例になるように要望しておきたいと思います。

次に、給食費の無償化について質問いたします。

公立小中学校の児童・生徒全員の給食費を無償化している自治体が、昨年9月時点で1,794自治体のうち、公立小中学校で何らかの方法で学校給食の無償化を実施中と答えた自治体は722自治体と、全体の40%に達しています。完全無償化の自治体数は547自治体、約30%に上っています。2017年度の同様の調査から6年で約7倍に増え、子育て支援の一環で無償化する動きが広がっている状況が浮かんでいます。

給食費の無償化は、憲法26条で義務教育はこれを無償とする規定に基づくものです。さきの総選挙でも多くの政党の公約でもありました。子育て支援の中でも、経済的負担の軽減が一番の課題です。

市長も負担軽減は、マニフェストで掲げているのでいつまでも後回しにすることはできません。

そこで、市長にお尋ねいたします。

無償化は、待ったなしの喫緊の課題であります。無償化を決断すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 学校給食費の無償化につきましては、本来、自治体の規模や財政力による地域間の格差がなく、子育て世帯への支援が行われるべきと考えております。これまでも、本市から国に対し恒久的な財政支援の要望を行っており、引き続き早期実現の要望を行ってまいります。

また、学校給食費の負担軽減につきましては、子育て世帯への支援として、一定の負担軽減は必要と考えておりますことから、本市における具体的取組について、現在検討しているところです。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 前回の市長選から折り返し地点を過ぎたので、具体的な実施時期に向けたスケジュールを立てないと間に合わないのではありませんか。国待ちでは、いつになるか分かりません。市長自らのマニフェストで掲げた公約に責任を持って、早期に実施してください。何よりも市庁舎建て替えを中止することで、財源は十分捻出できるのではないのでしょうか。

次に、不登校問題について質問を申し上げます。

不登校が、大きな社会問題に今なっております。年30日以上登校せず、不登校とされた小中学生は、2023年度34万6,482人と過去最高になっております。前年より4万7,434人増加です。高校も合わせると41万人超になり、その対策は最重要の喫緊の課題です。

その要因の一番多いのは、無気力、不安となっておりますが、それは要因というよりも結果の状態を表しているにすぎません。不登校問題で現場の先生にお聞きすると、

何といっても、こどもに丁寧に向き合えない教員不足が一番の原因との声が寄せられました。本市は、追加採用をやっても不足が埋まらない深刻な状況が続いています。長時間労働で余裕がなく、問題を抱えたこどもへの家庭訪問など細かな支援が届かない。ICT推進も結構だが、タブレットなど電子機器の予算を先生の確保のための予算に回してほしいなどでした。

不登校対策の出発点は、何よりもマンパワーの確保であります。

以下、教育長に質問いたします。

1つは、熊本市の状況は1,000人当たり50.3人と、政令市の中でも最も多い不登校児を抱えて、深刻な状況であります。熊本市が、政令市の中で不登校児が最も多いという認識は、持っていらっしゃるのでしょうか。その要因については、どうお考えでしょうか。

2つ目に、いじめや不登校への対策は、タブレットやロボットなどICT偏重からのマンパワーに依拠した対策への転換が求められています。一人一人のこどもにしっかり向き合うこと、そのためにも少人数学級の拡充が必要と思いますが、中学2年、3年の35人学級はいつになりますか。

3つ目には、総合的な対策が求められ、相談件数も増えています。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心のサポート相談員、教育相談室、加配教員、支援員の充実が必要と思われませんが、対策についてお示してください。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 令和5年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、本市の1,000人当たりの不登校児童・生徒数は50.3人で指定都市の中で最も多くなっており、取り組むべき課題であると考えております。

ただし、これは長期欠席者における複合的な要因の児童・生徒を積極的に不登校として認識し、支援に当たっている結果でもあると考えております。

議員お尋ねの不登校の要因は、学校生活に対してやる気が出ない等の相談があったものが一番多く、次いで不安抑鬱の相談があったもの、生活のリズムの不調に関する相談があったものとなっております。

次に、中学校全学年への少人数学級の拡充についてですが、新たに必要となる教員の確保のほか、教室整備も含めた財源の確保が課題となることから、直ちに実施することは困難であると考えております。

しかしながら、少人数学級のさらなる拡充は、必要な取組であると認識しており、今後も法改正などの必要な措置を国に求めてまいります。

次に、不登校を含めた長期欠席者全体への支援、未然防止策として本年度は、スクールソーシャルワーカー21人、不登校対策サポーター21人、看護師を含む学級支援員・学校運営サポーター187人を雇用しております。

これらは5年前と比較して、それぞれ2.1倍、5.3倍、1.4倍の人員増となっております。

併せて、大学生を学校や家庭に派遣するユア・フレンド事業の登録学生数やスクールカウンセラーの配置時間も、5年前と比較してそれぞれ1.6倍、1.3倍と増やしており、学校現場のマンパワーの充実に努めているところです。

また、教育支援センター「フレンドリー」の設置箇所の増設、教育ICTを活用したフレンドリーオンラインの配信など、学校内外での居場所づくりに努めており、児童・生徒の社会的自立を目指し、こどもたちが自分に合った学びの選択ができるよう支援の充実に努めております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 不登校問題は、本市の教育問題にとっては、喫緊の最重要課題の一つです。知り合いに不登校の子がいますが、そのクラスだけで9人の不登校があると聞いております。本当に深刻です。

不登校問題は、本人だけでなく、家族の生活に影響が出ます。こどもが家にいるので、保護者が仕事を続けられない不登校離職や食費の増加、フリースクールの利用料など、経済的に追い込まれる実態もあります。

ICT教育推進でタブレット導入更新費用に約18億円、プログラミング教育に1,680万円など、巨額の投資が進められていますが、見直しが求められているのではないのでしょうか。

不登校対策で、一番重要な役割を持っている教職員の定数不足、これは小学校で23人、中学校で6人となっており、緊急に解決が必要です。安定した先生の配置、マンパワーの充実に求めたいと思います。

次に、郷土熊本を戦場にしない平和行政について質問します。

日本被団協がノーベル平和賞受賞という、うれしいニュースが届きました。

「核兵器のない世界をめざす草の根からの運動と被爆体験の証言によって核兵器使用の手を抑えてきた」これまでの努力が評価されたものです。核戦争の脅威が現実のものになっているだけに、核兵器廃絶に向けた取組は、待ったなしの全人類的な課題です。受賞を契機に核廃絶に向けて、日本政府は核兵器禁止条約への一刻も早い参加が求められています。

以下、市長にお尋ねします。

今回、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。核兵器禁止の機運が高まる中で、唯一の被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約に参加するよう要求すべきと思いますが、いかがでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 被爆80年、戦後80年を迎えようとするこのときに、長年にわたり、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてこられた日本原水爆被害者団体協議会が、ノーベル平和賞を受賞されたことは、大変意義深く、今回の受賞が昨今の厳しい世界情勢の流れを変える大きな契機となり、核兵器廃絶に向けた各国の具体的な行動につながることを期待しております。

議員お尋ねの核兵器禁止条約への批准につきましては、本市も加盟しております平和首長会議において、政府に対し、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう強く要請しているところです。

私といたしましては、政府に対し、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を果たすなど、核兵器廃絶に向けた強いリーダーシップを求めてまいりたいと考えております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 答弁されました平和首長会議において、政府に一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准を強く要請しているとのことなので、熊本市においても、今後被爆者や市民の方々の核兵器廃絶のいろいろな取組を、予算面でも積極的にサポートしてくださるよう要望します。

核兵器廃絶は、党派を超えた人類的課題です。もし、核戦争が起これば人類が滅亡しかねません。リーダーシップを発揮して、さらにしっかりと国に発信していただくことを強く求めてまいりたいと思います。

引き続き、市長にお尋ねいたします。さきの総選挙の結果は、改憲ノーの審判が下されました。

ところが今、集団的自衛権の行使容認、軍事費倍増、武器輸出と長射程ミサイルの配備など着々と戦争の準備が進められています。

国は、2024年8月に熊本空港、熊本港、八代港の県内3か所の施設を有事の際に自衛隊などが利用する特定利用空港・港湾に指定しました。当初、施設が所在する自治体への説明不足などを理由に選定を見送っていましたが、しかし、市民にも知らせず、議会にも諮らず、事実上ノーチェックで受け入れられたことは、市民と議会を軽視する重大な問題です。

日米統合軍事演習キーンソード25で、民間機が並ぶ熊本空港で、初めて戦闘機F-15による訓練が行われました。

一方、健軍駐屯地は、355億円の来年度予算で司令部の地下化が進められ、さらに土地利用規制法に基づく注視区域の指定や自衛隊基地の強靱化で、軍事基地化が急速に進んでいます。

自衛隊や海保の訓練などに使用される施設は、当然、有事の際は攻撃の標的となり得ることになります。このように軍事訓練を行えば、健軍駐屯地や熊本空港は、相手国からの報復攻撃の対象となり、市民の生命、財産に重大な影響を与えることとなります。今多くの市民は、ウクライナやガザでの戦争の悲惨さを見て、戦争だけはやめてほしい、こう願っております。これまでも、自衛隊、海上保安庁の訓練の実施に当たっては、地域住民に及ぼす影響を考慮するとしています。

以下、3点にお尋ねいたします。

第1に、特定利用空港・港湾は、戦争の際に空港・港湾を使用することを目的としているものです。熊本空港、熊本港、八代港が特定利用空港・港湾に指定されましたが、地元住民への説明もなく、もしも有事の場合、標的になるこのような危険な指定

は、国に撤回を求めるべきではないでしょうか。

2つ目に、日米統合演習キーンソード25では、高遊原駐屯地を經由して熊本市の上空で、米軍のオスプレイ機の飛来が度々確認されています。最近でもオスプレイは、相次ぎ墜落事故を起こすなど、欠陥機と言われています。危険なオスプレイ機が熊本市の市街地上空を飛行しないように、国に求めるべきではないでしょうか。

3つ目には、自衛隊への名簿提供の問題について質問します。

自衛官募集について、奈良市の高校生が、奈良市が国に個人情報を提供し、国が情報を提供して自衛官の募集をしたのは、プライバシー権を保障する憲法13条に違反するとして、市と国に損害賠償を求めた裁判が起こっております。また、自治体で名簿提供をやっていないところもあり、政令市でも、さいたま市、千葉市、広島市の3政令市は自衛官募集の名簿提供を行っておりません。

紙媒体や宛名シール、電子による提供は法律に違反し、住民の権利を侵害するものであり、個人情報保護法違反です。そのために、名簿提供の除外申請ができるようになっております。令和6年の除外申請の状況は、申請が今年度18歳4名、21歳、22歳は、現在受付中ですが非常に少なく、ほとんど市民に知らされていない状況です。明確な法的根拠もない自衛隊への名簿提供はやめるべきです。

1つは、名簿提供は住民基本台帳法第11条第1項で「住民基本台帳の写しの一部を閲覧請求できる」と定めているので、できるのは閲覧請求だけです。中止を求めます。

2つ目に、前回の質問で、対象者にホームページだけでなく、市政だよりの掲載、これが追加されましたが、本来全ての対象者にお知らせしなければならないものです。取りあえず、最低でも北九州市でやっているように、市内の高校におけるポスターの掲示を、本市では、さらに大学、公共施設に拡充してポスターを掲示するなど、広報を強化していただきたいのですが、いかがでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 特定利用空港・港湾は、自衛隊や海上保安庁が平素の訓練等において空港、港湾を円滑に利用できるよう、施設管理者と調整を行うものでありまして、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではございません。

この取組に関しまして、私から県に対しまして、市民の皆様には不安や懸念が生じないよう、国において積極的な情報発信と丁寧な対応を継続的に行っていただくよう要望を行ったところです。

次に、日米共同統合演習など、安全保障に関しますことは、国の専管事項でありまして、オスプレイの運用に当たっては、周辺住民に不安を与えることがないように、国が責任を持って安全確保を行うべきものであると考えております。

次に、自衛隊への名簿提供についてでございますが、自衛隊法により市町村の法定受託事務と定められております自衛官等の募集業務に関する名簿提供につきましては、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、名簿を宛名シールにより自衛隊に提供を行っております。

自衛隊への名簿提供は、自衛隊法等に基づきますほか、個人情報保護に関する法律第69条第1項の除外規定にも該当するため、法令違反ではありません。

また、住民基本台帳法におきましても、防衛省及び総務省の通知によりまして、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、特段の問題はないと示されておりますことから、名簿の紙媒体での提供についても問題がないものと考えております。

次に、除外申請の広報についてでございますが、本市での自衛隊への情報の提供を希望しない方の除外申請については、本市のホームページに加え、今年度から市政だよりでも周知いたしますとともに、申請期間についても期間を延長し、1か月程度としております。

引き続き、他都市の事例も参考に、除外申請のさらなる周知・広報について検討してまいります。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 健軍町の駐屯地や南西諸島がミサイル基地になるなど、住民が置き去りにされたまま、どんどん軍備強化が進められています。命に係る重大な問題を、市民への説明が行われないうままです。

アメリカの起こす戦争に日本が加担し、沖縄県、南西諸島、九州をはじめ、日本を戦場化することも想定した軍事体制の一環として、特定利用空港・港湾造りが進められています。憲法に基づく平和外交への転換こそが求められています。指定撤回を改めて求めます。

名簿提供については、名簿提供しない閲覧のみの自治体も多数あります。自衛隊法施行令第120条、個人情報保護に関する法律第69条1項の理由は、いずれも閣議決定であり、法律に名簿提供の義務的な規定は存在しません。名簿提供はきっぱりと中止すべきです。

周知・広報については、検討するという事なので、ぜひ、それで実施してください。

屋久島沖での米軍オスプレイ墜落事故から、ちょうど1年になります。その後も相次ぐ事故を起こして、不安がいっぱいです。防衛問題は、国の専管事項であるとの立場では、市民の命は守れないことを申し述べておきます。

次に、地下水を守る問題について質問いたします。

今年は水道事業100年、記念式典で大西市長は、豊かな地下水を次世代に継承し、激甚化する自然災害に対しても、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めると述べておられます。

ところが、今、地下水問題で市民の不安が広がっております。菊陽町、大津町、合志市など中流域で、また、熊本市でも市民団体による地下水守れの住民運動が起きて、合わせると1万人近い署名が寄せられています。

TSMCの菊陽町への進出により、周辺に多くの企業が立地、工業団地が造られています。そのため、道路の拡張、新設など、地下水の涵養域は広くコンクリートで覆

われようとしています。熊本地域100万人が、日々生活や産業のために使う水は、菊陽町、大津町など白川中流域で、さらに高遊原台地でその多くが涵養されています。

県は、11月14日の共産党県委員会の申入れに対して、やっと地下水量の将来予測を公表すると明らかにしました。科学的根拠に基づく涵養量の確保は重要です。T S M C進出とそれに伴う企業立地、開発によって、地下水の採取量が大幅に増え、涵養域が大幅に減少することが予想されます。

株式会社九州フィナンシャルグループが発表した10年間の県内波及効果は11.2兆円になり、新たな投資進出企業数は171社と予想されております。菊池地域の農地転用164ヘクタールにもなっています。すなわち涵養域の減少が大きいことは誰の目にも明らかであります。これにより流入量、いわゆる涵養量と流出量、採取量のバランスが大きく崩れることは確実です。

地下水涵養域で、地下水を守る具体的な対策を進めないと、取り返しのつかない事態になりかねません。熊本市の地下水保全条例は、第14条で地下水採取者のうち規則で定める者、すなわち「大規模採取者は、第12条第1項の地下水かん養対策指針を踏まえて、近隣市町村の区域も含めた地域における地下水のかん養対策に努めなければならない。」と規定しています。近隣市町村というところが重要です。

そこで、市長に4点お尋ねいたします。

県は、将来予測を実施し、公表する方向になりました。熊本市として県と協力し、10年後、20年後の熊本地域の地下水の将来予測を実施し、その結果を公表、市民に説明していくことです。

2つ目には、地下水涵養の限界を超えたら、立地、開発を規制すること。白川中流域での現在の地下水量を涵養する限界を超える企業の立地、開発などは、抑制・規制すること。無制限の企業進出、大規模開発に歯止めをかけることが重要です。涵養地域を減少させる開発はやめるように、県と企業に強く要請することを求めます。いかがでしょうか。

3つ目には、T S M C第1工場で年間約310万トン、第2工場で500万トン取水を予定しております。熊本市の水道使用量の約1割、菊陽町、大津町の全住民の水道水に匹敵する量です。T S M Cの水の平均再利用率は86.7%と伝えられていますが、第1工場では75%を目指すレベルと報道されていますが、それほどこれは高いものではありません。T S M Cアリゾナ工場の再生水プラントでは、最終的には工場からの液体廃棄物を排出しない無排水に近い状態の実現を目指すこととなり、水の回収率は90%に達する見通しと伝えられています。

100%再利用を企業に求め、実行させるべきではないでしょうか。

4つ目には、これ以上の開発は涵養域の減少につながります。第3工場の誘致はしないよう県や企業へ要請することを求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 熊本地域の地下水量につきましては、熊本県が水収支のシミュレーシ



ョンによって将来予測を行い、今年度中に公表する予定と伺っております。

本市におきましても、シミュレーションに必要な情報を提供するなど、県と密に連携を図ってまいります。

次に、県においては涵養域の保全の観点から、熊本地域で一定規模以上の開発行為を行う場合は、熊本県地下水保全条例により、敷地内に雨水浸透ますや透水性舗装などを設置することとしております。

白川中流域における企業の立地や開発行為に当たっては、県や関係自治体等と連携し、今後も地下水の涵養に配慮した適切な対策が行われるよう促してまいります。

次に、J A S Mでは、使用する水のリサイクル率を、当初計画時の「70%」から「75%」に上方修正し、予定していた採取量を約3割削減するなど、地下水保全に積極的に取り組まれていると伺っています。

しかし、第1工場、第2工場では多くの地下水が採取されますことから、その削減や水の循環利用のさらなる促進につきましては、今後も継続して、県との連携により働きかけをしてまいりたいと考えてまいります。

次に、J A S Mの第3工場についてですが、本年8月、熊本県知事がT S M C本社を訪問し、誘致の意向を示されるとともに、11月には経済産業省に第3工場の誘致に向けた支援の拡充を要請されたと伺っておりまして、引き続き動向の把握に努めてまいります。

今後も、本市の宝である豊かな地下水を次の世代に引き継ぐため、県や関係機関と連携し、地下水の保全に取り組んでまいります。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 約800万トンを利用している大津町、菊陽町の水道企業団の水道料金、これは年間約12億5,000万円となっております。T S M Cをはじめ多くの企業が地下水を無料で使います。住民は家計が厳しい中、大事に地下水を使っています。企業にも地下水を守る社会的責任があります。

熊本市は全国にも先駆けて、地下水は公水、公の水と規定した優れた地下水保全条例を持っています。これを生かして、宝の水、地下水を後世にきちんとつなげていくことは、私たち大人の責務です。枯渇、盗泉は絶対に許さない、この立場で地下水を守るための決意を求めておきたいと思えます。

知事が前のめりの第3工場の誘致、これは見守るのではなく、工場進出でどんな問題が発生するのかも検証することが大事であります。

次に、市庁舎建て替え問題について質問いたします。

11月26日に、住民投票を進める会は今回の署名が2万人を超え、2万384人に達したと記者会見で発表しました。

まず、住民投票条例について伺います。選挙もあって、途中中断がある中で、短期間で2万人を超える署名が寄せられたのは、どれだけ多くの市民の皆さんが声を聞いてほしいとの期待の表れではないでしょうか。この声をしっかり受け止めなければな

りません。熊本市新庁舎建設の賛否を問う住民投票を進める会の西川文武代表は、これだけ集まったということは、市長も市議の方も、重く受け止めてほしい。私たちの声を無視するようなことは、あってはならないと思いますと署名提出の際、述べられております。

そこで、市長にお伺いいたします。

まず、2万人を超える署名に寄せられた市民の思い、重みを市長はどう受け止められていますか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 提出された署名につきましては、現在、各区の選挙管理委員会において審査が行われております段階でありまして、署名数はその審査の後に確定されますが、今後、有権者の50分の1を超える署名数が有効となり、条例制定の請求が提出された場合には、法令に基づき適切に対処すべきものであると考えております。

新庁舎整備に対し、市民の皆様の中でも様々な御意見があることは承知しております。今回の署名もその表れであると認識しております。

また、市議会からも、市民の皆様に対する丁寧な説明と意見聴取を継続していくことが肝要であるとの御意見をいただいていることも、真摯に受け止めております。

今後もシンポジウムやワークショップ、市民説明会、パブリックコメント等、様々な手法を用いて情報提供及び意見聴取に努め、市民の皆様にも新庁舎整備の必要性を御理解いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 住民投票を進める会の署名で、市民への説明責任が果たされていないことが問題だということがはっきりしました。

私自身も請求代表者として、市民の声をたくさん聞きました。建て替えはどこで、どういうふうに進んだのかとの情報提供が不足していること。また、まだ新しいのに何で建て替えなきゃいけないのか疑問に思っていた。体育館の空調を早く、古くなった市営住宅の整備を優先してほしい。こんなに多額の建設費なのに、説明がないのはおかしいなど、意見表明ができないことに、多くの市民の不満の声が聞かれました。

また、建て替えには賛成だが、市民への説明や賛否を問うことは必要など、正確な情報を市民にしっかり届けていくことの重要性が明らかになりました。

それらの声の中で、疑問に出されていたことの一つは耐震性の問題です。

建築構造の専門家の三井宜之熊大名誉教授は、現市庁舎は、建築センター認定済みの大林組が開発した地中連続壁工法が採用されており、強力な耐震構造となっていると見解を示されています。

解体工事の工事費の予算が、他都市に比べても90億円と大きく膨らんでいるのも、この地下連続壁が頑丈にできている証明であります。有識者会議耐震性の分科会の詳細議事録も非公開で、これには三井教授は、まさに耐震偽装だと怒りを持って述べら

れておりました。

2つ目には、市政だよりに概算事業費616億円の負担と掲載していますが、どうい  
うわけかプラスアルファの表記がありませんでした。材料費や人件費の高騰で本当に  
それで収まるのか、不安は広がるばかりです。

例えば、横浜市庁舎は603億円の基本構想から、完成は1,000億円を超えているし、  
中野区役所も絡んだ中野サンプラザの建て替えは、工事費がどんどん引き上げられ、  
900億円の追加があるということで、ついに工事がストップする事態になっています。  
あちこちの大型施設の工事で、入札不調という事態も生まれています。

税収の将来見通しも不確かな中、市民の不安は大きくなるばかりです。しかも、  
450億円のサクラマチクマモト、熊本城ホールの借金返済も始まっており、あと16年  
間、毎年約11億8,000万円払い続けなければなりません。市庁舎建て替えでは、現状  
予定されている建設費でも、毎年最高時37億円ほどの返済が必要になる試算になって  
います。これではとても熊本市の財政はもたないと思います。

こうしたことを市民にきっちり説明し、市民に市庁舎建設の是非を問うことは、今  
大変必要だと思います。署名は法定数を超すことがほぼ間違いないと思われま

す。今後は、議会の対応が問われることとなります。議会は民意を受け止め、住民投票  
条例を制定し、市民へ賛否表明の機会を提供すべきです。

次に、市庁舎移転に関し、6メートル浸水することを市庁舎移転の大きな理由にし  
ている問題についてお尋ねします。

市民説明会において、6メートル浸水に関する質問、意見が繰り返し出されました。  
熊本地域の洪水を防ぐ目的の立野ダムが完成したのに、浸水の高さは変わらないのか、  
市街地の白川改修効果はどれだけのかなど、具体的な質問に対して、国交省が明ら  
かにしていないので分からないと答え、疑問が深まるばかりでした。

この当然の疑問に答えず、基本構想案で、現庁舎所在地と桜町N T T跡地を比較す  
る際に、交通利便性と施設利便性では同等なのに、浸水による災害リスクでN T T桜  
町を圧倒的に優位な評価をして、選定の根拠にしています。その際、現庁舎は浸水の  
深さ6メートル、桜町は浸水3.9メートルとしています。

実際に、市街地の白川治水事業は、平成24年7月12日の洪水を契機に、堤防かさ上  
げ可動拡幅と掘削、橋梁の改築等が進められ、最後に残った大甲橋と明午橋間の樹木  
等を溝に残す緑の区間の事業もほぼ完了しています。私も現地を見て回りましたが、  
明午橋の拡張や堤防のかさ上げ、川底の浚渫など大きく改善されていました。

こうした現状を踏まえれば、浸水6メートルを根拠にした災害リスクによる移転先  
を選定した基本構想は根拠がなく、でたらめであり、変更すべきではありませんか。

そこで、市長にお尋ねします。

平成24年以降の激甚災害特別緊急事業により、急速に進んだ市街地の白川両岸改修  
がされました。矢板が入った頑丈な堤防があるのに、現状と全く違う不正確な資料を  
基に、建て替えの根拠にしているのは許せません。我が会派の上野美恵子議員が、調

査整備に関する特別委員会で指摘したように、堤防があるのにないときの状態を根拠にしているのは、完全に誤った説明だと指摘しています。基本構想の用地選定で、現庁舎の浸水6メートルを桜町への移転の理由にするのは誤りではありませんか。お答えください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新庁舎の建設地の選定におきましては、水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水状況を予測し、作成された洪水浸水想定区域等の情報を活用し、災害リスクの比較検討を行っております。

議員御指摘の市街部の浸水対策につきましては、国において、白川水系河川整備計画に基づき、緑の区間や阿蘇立野ダム等の整備が進められてまいりましたが、現在公表されております洪水浸水想定区域等には、この整備効果は反映されておられません。

これらの整備効果を踏まえた洪水浸水想定区域等については、今後、国が公表されるものと認識しておりますが、建設候補地の選定において災害リスクの傾向を評価する場合には、公表されている情報を根拠とすることが妥当であると考えております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 現在の白川の市街地兩岸を実際に見ていただきたいと思っております。

6メートル浸水は、既に破綻していることは明らかだと思います。

第1に、現在白川緑の区間の改修が完了し、大甲橋から明午橋の区間には立派な堤防が完成しています。立野ダムによる効果も僅かであります。2012年の九州北部豪雨レベルの雨量では、越水しないところまで河川の改修は完了しています。

ところが、市は堤防ができる前の2012年九州北部豪雨で、藤崎宮横の白川が越水したときの浸水図を、庁舎整備に関する特別委員会の資料として提出し、中心市街地が今でも6メートル浸水するという虚偽の説明を行いました。現庁舎が6メートルの浸水部分に立地することが移転、建て替えの根拠ともなっており、重大な誤りです。市民をだまして建て替えを進めることは許されません。

2つ目には、浸水想定区域図を見ても、現在の市役所も桜町付近も赤くなっており、程度の差はあれ浸水区域に含まれます。周辺がつかってしまえば、防災の拠点にはなりません。もし浸水が移転の理由なら、浸水想定区域外に移転すべきです。また、浸水区域内であるなら、周辺の建物まで含んだ地区全体の防災対策としても考えるべきではないでしょうか。

このように、浸水6メートルを庁舎移転の根拠にするというのは、市民をだましているとしか言いようがありません。これだけの巨額の投資をする庁舎移転に、本来、出すべきではない資料を基にした庁舎建て替えは許せません。直ちに、基本構想を撤回すべきです。

最後の質問に入ります。

投票率アップのための投票率の改善についてお尋ねします。

今回の総選挙は、投票率が前回より約5%低くなっています。投票率の向上は民主

政治の基本です。特に、若者の投票率は低いとされていますが、それだけでなく全体の投票率を上げるために創意工夫が必要です。

熊大の伊藤教授は、改善策として地元紙のインタビューで、郵送の不在者投票の改善、投票所の拡充を挙げておられました。市民団体からも、投票率アップのための改善要望が出ております。

高齢者が多い団地などは、投票所が遠いと棄権する人が多くなります。高齢化が進み、投票困難者が増えています。投票会場の段差の解消、車椅子の配置など、投票所のバリアフリー化を進めるなど改善が進められていますが、投票の権利を守るためのさらなる改善をお願いします。いかがでしょうか。選挙管理委員会事務局長に答弁をお願いします。

〔福島慎一選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**福島慎一選挙管理委員会事務局長** 大規模団地への当日投票所の設置につきましては、具体的に地域から要望があった場合、各区の選挙管理委員会と協議しながら個別に判断してまいります。

次に、投票所のバリアフリー化につきましては、常設のスロープがない投票所や段差がある投票所の対応として、仮設スロープの設置や介助を行うための人員を配置しております。

また、本市の期日前投票所29か所と当日投票所150か所、全てに車椅子を配備するなど、投票環境の改善を行っております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○**井芹栄次議員** 大規模団地などでは地元から要望があれば、投票所の設置場所を見直すことも検討とのこととあります。

高齢者が多い団地集会所に投票所を開設してほしい、この要望はとても強くあります。その中でも現在、ゆめタウン浜線では、中央区、南区、西区はオーケーですが、隣接した東区の重富団地は投票できません。当面の改善策として期日前投票ができるようにしてほしい、これらの要望が強いので、ぜひ実現欲しいと要望しておきます。

投票率アップは民主政治の基本です。投票がしやすい環境をつくることは、行政の責任でもあります。区役所までのシャトルバスの運行や車に投票箱を乗せて巡回する移動期日前投票所などの活用など、いろいろ工夫してみたいかがでしょうか。ぜひともよろしく願い申し上げます。

以上が、本日用意した私の質問でございます。

ちょっと早口で分からない点があったかと思いますが、申し訳ございません。

本日、傍聴に見えられた皆さん、そしてインターネットで視聴されている皆さん、ありがとうございました。

以上です。（拍手）

---

○**寺本義勝議長** この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時59分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

松川善範議員の発言を許します。松川善範議員。

〔14番 松川善範議員 登壇 拍手〕

○松川善範議員 皆さん、こんにちは。創生熊本市議団の松川善範でございます。今回は、2回目の一般質問となりますが、登壇の機会を与えていただきました先輩議員、同僚議員の皆様から感謝を申し上げます。

新しい会派の一員として思いを新たに、市民の皆様の声を聞き、市政発展のために、しっかりと挑み続けてまいりたいと考えております。

それでは早速、通告に従い質問に入らせていただきます。市長並びに執行部の皆様におかれましては、ぜひ、前向きな答弁を期待いたします。

まず初めに、多核連携都市における地域拠点の拠点性の拡充について質問してまいります。

昨年、第4回定例会において、初めての一般質問に立たせていただきましたが、その折に、均衡ある発展をキーワードに、幾つかの質問させていただきました。

市長からは、均衡ある発展とは「今後、人口減少・少子高齢化が加速していく中においても、地域特性を生かしながら市民生活の質や利便性を向上させ、市域全体の発展を目指すものであり、そのために必要な都市の姿として多核連携都市を掲げ、本市総合計画にも位置づけてある。」こと、「そしてそれは、地域の核となる15の地域拠点に日常生活に必要な機能を確保し、拠点へのアクセス向上を図ることで、将来にわたり周辺地域にお住まいの皆様にとっても生活の利便性を確保するものであり、その実現に向け、様々な取組を進めているところである。」との御答弁をいただきました。

そこで今回は、その御答弁にあった多核連携都市、そして、15の地域拠点の関係について質問してまいります。

まず、本市の第8次総合計画では、都市整備の方針における基本的視点において、「本市では、今後の人口減少、超高齢社会の進行を見据え、都市の骨格を形成する中心市街地及び地域拠点に、市民が日常生活を営む上で欠かせない都市機能等を維持・確保し、これらを利便性の高い公共交通で結んだ、「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げる」と示されています。

さらに、「今後、社会経済情勢の変化に対応しながら、地域拠点の特性を踏まえた拠点性の維持・拡充はもとより、近年頻発化・激甚化する自然災害に備えた都市づくりを進め、持続可能でだれもが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向け

取り組みます」と述べられています。

そして、もう一点、同じく第8次総合計画の都市空間の構成方針では「中心市街地と地域拠点、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれるとともに、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した「多核連携型の都市空間」の構成を目指します。」とされています。

そこで、これらを踏まえて3点お尋ねします。

1点目が、15ある地域拠点の拠点性の維持・拡充と地域特性についてであります。交通利便性や施設利便性等の視点で、15ある地域拠点が目指すべき姿をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

2点目が、15ある地域拠点の周辺には、地域コミュニティを形成する生活拠点が数多く存在しますが、今後、少子高齢化が進んでいく中で、地域拠点にあるまちづくりセンターや区役所の果たすべき役割はますます大きくなると考えられます。

そこで、まちづくりセンターや区役所の機能強化、職員増員など今後に向けての方針をお尋ねします。

3点目は、第8次総合計画や本市の都市マスタープランにもあるとおり、地域拠点相互が、中心部を経由せずに公共交通や幹線道路でつながることが、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携型の都市空間の構成であるとのことですが、これまでも、多くの先輩議員の皆さんからも同様の質問があつているところではございますが、改めて、現時点で地域拠点相互がつながる方策をどのように考えておられるのかお尋ねします。

1点目と2点目を市長に、3点目を都市建設局長に答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 多核連携都市に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、議員御指摘の15の地域拠点については、今後の人口減少・高齢化を踏まえ、商業や医療など地域での暮らしに必要な機能を維持・確保し、郊外部を含めた地域生活圏全体の暮らしやすさを確保していくために重要な地区であり、中心市街地とともに、本市が掲げる多核連携都市の骨格を形成するものであると考えております。

現在、地域拠点の立地特性等を踏まえまして、社会福祉施設等の立地に関する優遇措置や、鉄道駅などの乗り継ぎ拠点における交通結節機能の強化、地域拠点と郊外部をつなぐコミュニティ交通の導入など、都市機能の誘導や交通利便性の向上を図る施策を実施しますとともに、拠点性向上の観点から都市計画の見直しを進めております。

今後も引き続き、各分野が連携した誘導施策等を実施してまいりますとともに、にぎわいの創出や魅力的な都市空間の形成等に取り組み、将来にわたって市民の暮らしを守る地域の核となるよう、地域拠点の利便性と拠点性を高めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりセンターや区役所の機能強化等についてお答えいたします。

地域拠点の利便性や拠点性を高めるため、様々な機能強化に取り組んでおりまして、

まちづくりセンターや区役所が公共機能として果たす役割は、大変重要であると考えております。

引き続き、機能強化の取組の一つであります地域コミュニティの維持活性化に向け、地域人材の発掘や多様な主体をつなぐまちづくりコーディネート機能の充実など、地域の実情に応じたまちづくりセンターの機能強化やそれに伴う地域担当職員の増員などを図ってまいりたいと考えております。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 私からは地域拠点相互がつながる方策についてお答えいたします。

持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携型の都市空間の形成に向けましては、市域及び都市圏の骨格となる2環状11放射道路等の広域道路ネットワークの形成を図りますとともに、中心市街地と15の地域拠点を結ぶ8軸の基幹公共交通軸の強化やバス網の再編等による持続可能で利便性の高い公共交通体系の確立に努めてまいりました。

議員お尋ねの地域拠点間相互の移動につきましても、円滑に目的地まで移動できる環境を整えるため、基幹公共交通軸の地域拠点等に乗換拠点を整備し、バス、市電などの多様な交通手段によるアクセス向上を図ることで、公共交通ネットワークを強化することとしております。

今後、本市議会の地域公共交通に関する特別委員会における議論を通じて、次期地域公共交通計画において施策を取りまとめ、着実に取り組んでまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございます。

昨年度4回にわたって土地利用方針検討委員会が開催されております。議事録を見まして、非常に興味深い御意見が出されています。土地利用に関する様々な専門家の先生方の御意見ですが、幾つか御紹介しますと、北区、西区、南区周辺は過疎化しているところもあるや、地域拠点同士がより便利につながる方法があるのではないかと、拠点と言われる部分が市街化調整区域を多く含んでいるので、その中でどう拠点性を高めていくのかの議論は必要との御意見だったり、また、市街化調整区域の中での立地適正化計画のようなものをつくることもあり得るかという御意見もあります。

今回、拠点性向上の観点から都市計画の見直しも進めているとの答弁もいただきましたが、令和7年度には立地適正化計画の見直しも予定されています。それぞれの地域拠点には、それぞれの特性があり、その周りには生活拠点があるわけですので、その生活拠点におけるコミュニティが、将来にわたって維持されるような拠点性の向上のための施策を期待して、次の質問に移ります。

次に、新市基本計画における合併推進債についてお尋ねします。

本年第3回定例会において、新庁舎設計関係業務委託の債務負担行為補正（追加分として）18億8,430万円を含む補正予算が可決されました。



令和6年8月に取りまとめられた、熊本市新庁舎整備に関する基本構想で示されている事業費は約616億円プラスアルファであります。

また、財政負担の試算においては、財源内訳として市債約554億円、うち交付税措置約226億円、実質的な財政負担は、概算事業費から国庫支出金約2億円と交付税措置額約226億円、売却の場合で試算された跡地利用活用収入約133億円を差し引いた約250億円プラスアルファと示されています。

財源内訳にある市債が、合併推進債であります。

そこで、今回この合併推進債について質問させていただきます。

平成30年4月25日に発出されている総務大臣通知によれば、この通知は法律の題名が改められたことと、地方債の特例に関する事項として、地方債を起すことができる適用年度が延長されたことによる通知であります。この中で、合併特例事業推進要綱の一部改正された全文も併せて通知されています。

本市の市役所新庁舎建設事業は、この要綱中の新法分の市町村合併推進事業の市町村事業に該当するものと想定されます。

ここには、まず対象となる事業として、「（イ）構想に基づき、（この「構想」とは、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が作成する構想のことですが）その構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する地方単独事業」と記載されておりまして、今回の庁舎建て替えについては、ここで対象になっていると考えられます。

そこで、お尋ねします。

市役所新庁舎建設事業は、要項中の対象事業にある合併市町村基本計画に基づき実施する地方単独事業に当たる必要がありますが、ここでいう本市の合併市町村基本計画とは、どの計画のことで、その計画にどのように位置づけられているのか、御教示ください。文化市民局長に答弁を求めます。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 合併特例事業推進要綱にあります合併市町村基本計画とは、市町村の合併の特例に関する法律に基づき策定いたしました「熊本市・富合町」、「熊本市・城南町」、「熊本市・植木町」のそれぞれの新市基本計画でございます。

市本庁舎につきましては、新市基本計画で、公共的施設の適正配備や整備に関する基本的な考え方に記載されております。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 今の答弁では、熊本市と旧3町のそれぞれの新市基本計画の中に、公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方の中に、位置づけられているとのことでした。

そこで、計画期間満了が迫っております、新市基本計画についてお尋ねしてまいります。

本市と旧富合町が平成20年10月に、また旧城南町、旧植木町とは平成22年3月に合

併いたしました。早いもので15年、16年が経過しました。

新市基本計画の計画期間につきましては、先ほど述べました総務大臣通知により、計画期間が「10年」から「15年」間に延長されました。そのことにより、旧富合町との基本計画は、昨年度令和5年度末に計画期間が満了しており、旧城南町と旧植木町は、本年度令和6年度末に計画期間満了を迎える予定です。

その新市基本計画であります。それぞれの合併協議において、法定協議会が設置され、旧富合町が12回、旧城南町と旧植木町では、それぞれ7回の協議会が開催され、住民生活に関わりの深い協議項目について承認されました。

その後、熊本市議会において新市基本計画の実現に関する決議が可決され、さらに、県知事からも実現可能な計画として承認いただき、合併後のまちづくりについて確実に実行されることが約束されたわけです。

当然ではありますが、法定協議会の中で、今般の市役所の建て替え事業に関する個別具体的な協議は何もありませんでした。しかし、先ほどの答弁にもありましたとおり、新市基本計画の中には、公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方の中に位置づけられているようであります。

本年第3回定例会において、熊本自民党の平江透議員の一般質問でも、新市基本計画についての質問がありました。合併3町のそれぞれの新市基本計画の進捗状況についての質問でありました。

合併推進債の期限が迫る中、大変気がかりなのが、新市基本計画の未完了の事業における実施設計と合併推進債の期限の関係についてであります。

さらに、未完了事業の中には、未着手の事業が含まれています。

そこで、先ほども申し上げましたが、新市基本計画は、合併後のまちづくりについて、確実に実行されることが約束されたものであることを踏まえてお尋ねします。

現在完了していない3つの地域の事業の中で、着手済みの事業については、その事業の完了まで合併推進債を充当することは可能なのか、また、財源として見込んでいるのかを財政局長にお尋ねします。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 合併推進債についてお答えいたします。

合併推進債の発行可能期間は、国の要綱により「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15か年度」と規定されております。

この規定により、本市の新市基本計画に基づいて行う事業につきましては、令和6年度中に実施設計の契約を締結した場合は、当該事業の完了まで合併推進債を活用することが可能となり、財源として見込むことができるものと考えております。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 今の答弁では、令和6年度末までに実施設計までの契約が済んでいるものについては、完了までの間は猶予期間として合併推進債を活用できるとの答弁でありました。

それでは、実施設計まで至らなかったいわゆる未着手事業についてですが、新市基本計画は確実に実行されることが約束されたものという旧合併町の住民にとって、非常に注目度も高く、大変重要な、そして大きな期待が込められた計画であります。

その未着手となった事業を、今後、市としてどうしていかれるお考えなのか、今後の方針について市長にお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新市基本計画は、熊本市と旧合併3町との合併後の新市のさらなる飛躍を目指し、円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図ることを目的に、まちづくりの基本方針や具体的な新市の施策、財政計画等を定めたものでございます。

これらの新市基本計画に基づき、これまで道路、学校、農業基盤、公共施設の整備などを進め、未完了事業については、計画期間を延長しながら事業を着実に推進してまいりました。

残る一部未着手事業につきましても、それぞれの合併協議会で協議を行い、承認されたものでありますことから、地域の皆様、また議員各位をはじめ関係者の御意見を伺いながら、引き続き事業推進に努めてまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 新市基本計画は、途中延長されましたので、15年の歳月をかけて様々な事業に取り組んできたわけですが、合併当時の旧3町の住民の皆様の受け取りも様々であります。

今回は、先ほど15の地域拠点と、その周りに広がる生活拠点に関係する質問をさせていただきましたが、その視点は、旧合併3町の町民の皆様の声にあった、中心部だけが発展し、周辺地域が取り残されるのではないかという不安な思いからでありました。

合併推進債の期限が迫る中、新庁舎建て替えの話題が大きく取り上げられましたが、周辺に当たる地域では未着手の事業が残っている現実に、どのような思いを抱いておられるのか。先ほどの答弁では未着手事業についても、それぞれの合併協議会で協議を行い承認されたものであることから、地域の皆様の御意見を伺いながら、引き続き事業推進に努めてまいるとのことでしたが、市長はじめ、執行部の皆様におかれましては、先ほど申し上げた中心部ばかりがとの思いに、しっかり寄り添っていただき、未着手事業だけにとどまらず、真の均衡ある発展を強くお願いして、次の質問に移ります。

次に、熊本市立植木病院の果たすべき役割について質問してまいります。

公立病院は、これまで地域医療における基幹的な公的医療機関として、僻地医療・不採算医療、高度な急性期医療を提供するなど重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体系の維持が極めて厳しい状況になっていたことから、総務省においては、数次にわたる公立病院改革ガイドラインが策定され、病院事業を設置する地方公共団

体に対し、公立病院改革プランの策定が要請されてきました。

直近では、令和4年3月に、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが策定され、地方公共団体に通知がなされました。

これを受けて、熊本市立植木病院では、令和5年9月に計画期間を令和9年度までとする熊本市立植木病院経営強化プランを策定し、ガイドラインを踏まえた病院経営に計画的に取り組まれています。

そのプランでは、医療圏の現状と将来動向の中で、植木病院の患者分布が9割以上が北区の患者で、中でも植木町からの利用者が、外来が全体の約86.1%、入院が全体の約67.7%を占めているとあり、地域医療を担う公的医療機関としての役割を果たしていると感じたところです。

また、経営強化プランでは、地域医療構想の中で、令和7年4月から現在の141床から110床の新たな診療体制においても、鹿本地区病院群輪番制度の救急医療を堅持し、急性期から慢性期までの病棟を備えたケアミックス型病院として、切れ目のない医療を提供し、引き続き良質な医療提供に努めるとされています。

そこで、この熊本市立植木病院経営強化プランに沿って3点質問させていただきます。

1点目に、経営指標に係る数値目標の中で、経営の安定に係るものとして医師数が掲載されています。令和6年度が10人となっています。しかしながら、本年4月から現在までの医師数は7人の現状です。

医師の確保については、プランの中では「正規医師・診療応援医師ともに熊本大学病院への依頼を基本とし」と書かれています。調べてみましたところ、10万人当たりの医師数は、熊本県は全国で11番目に多く、熊本市は政令指定都市の中で京都に次いで2番目に多いわけですが、そのような中で現在市民病院として、あるいは植木病院として医師確保のために、具体的にどのような取組をなされているのか、お答えください。

2点目に、その不足している医師は、整形外科1名、代謝内科1名、消化器内科1名とお聞きしました。常勤医師がいないことで、4月から入院患者の受入れができずに、医業収益に影響が出ると考えられます。

特に、整形外科は、高齢者の患者さんの割合が高い診療科であり、実際に不安に思われている、また困られている御高齢者の声を多く聞きます。

さらに、救急搬送患者の受入れ患者数も当然減ることになります。救急搬送患者については、鹿本地区病院群輪番制度の堅持にも影響するものです。

植木病院の基本方針の1番目は、「患者さん中心の医療」が掲げられています。現状のこの実態をどのように捉えておられるのか、そして今後、どのように対応されていくお考えかをお聞かせください。

3点目が、経営強化プランの役割・機能の最適化と連携の強化の中で、地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能として「植木病院では、令和元年度

から心臓カテーテル検査や治療に取り組み、また、令和3年度から新たに心大血管リハビリテーションを開始し、地域の医療機関と心不全ホットラインを開設するなど連携を図ってきた」とあり、そして「今後も循環器分野への取組を強化しつつ、専門性を発揮し、心不全療養を中心として取り組む」と書かれています。

このプランどおり植木病院が心不全療養の中心となって地域に貢献していくことを期待するところですが、このことについてのお考えをお聞かせください。

以上、1点目を病院事業管理者に、2点目と3点目を市長にお尋ねします。

〔水田博志病院事業管理者 登壇〕

○水田博志病院事業管理者 私からは、医師確保のための取組についてお答えいたします。

市民病院と植木病院の医師の確保につきましては、熊本大学病院からの派遣を基本として各診療科に派遣を依頼しておりますが、当該病院からの派遣が困難な場合には、同時にホームページなどを通じた公募も行っています。

さらに植木病院におきましては、常勤医師として医療機関に勤務していない医師への入職の勧誘、熊本大学病院以外の大学病院への派遣依頼、民間紹介業者への委託なども行い、医師の確保に取り組んでいるところでございます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま事業管理者が説明した種々の取組で医師の確保に努めておりますけれども、現時点では、常勤医師の確保ができていないということは認識しております。

このため、常勤医師が不足しております診療科におきましては、熊本大学病院からの派遣を中心とした診療応援医師を配置して、診療に当たっております。

また、救急搬送患者については、常勤医師により対応可能な症例は受け入れておりますが、夜間帯や休祝日については、令和6年度から施行された医師の働き方改革への対応として、宿日直許可を取得した上で、熊本大学病院の医師に多数回の宿日直を依頼しているため、救急搬送患者の受入れは、制限せざるを得ないのが実情でございます。

本年4月から、医師に対する時間外労働の上限規制が施行されたことによりまして、全体として医師に対する需要は、より逼迫しているところでございますが、今後も引き続き、常勤医師の確保に努めてまいります。

次に、地域医療構想において、植木病院が地域において担うべき役割として、循環器分野への取組を強化することにしております。

現在、植木病院では、院長を含めて4人の循環器内科の常勤医師が在勤しており、熊本市北部及び鹿本地域において専門性の高い充実した医療が提供できる体制を整えております。

今後は、より重症の循環器疾患に対応できるように医療機器の整備を図りますとともに、関係部署や医師会などと連携して、地域住民の皆様にも、心不全療養を含めた植

木病院の循環器医療の専門性を広く認識していただくように努めてまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁では、医師確保の取組については、市民病院、植木病院ともに、熊大病院からの派遣の依頼を基本としつつも、困難な場合は様々な策を講じているものの、現状では確保に至っていない。

また、こうした常勤医師の確保が困難な状況にあって、救急搬送患者についても、医師の働き方改革への対応で、夜間帯や休祝日の受入れを制限せざるを得ないとのことでありました。

そして、今後も引き続き、医師確保に努めていくという非常に厳しい状況ではありますが、循環器医療の専門性の高い充実した医療が提供できる体制が整えられているので、広く認識していただくよう努めていくとのことで、循環器分野への取組の強化は理解いただいているようであります。

鹿本医療圏の医療機関からの期待も大きいところですので、積極的に進めていただきたいと思っております。

そこで、現状として一番問題である医師確保、医師の地域偏在に関してですが、熊本県において平成25年11月に、熊本県地域医療支援機構が設置され、県内における医師不足等を把握分析し、課題となっている医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保の支援をしているところであります。

しかしながら、植木病院は、旧鹿本郡であって、医師会の圏域は鹿本医師会に属しているにもかかわらず、熊本市内の医療機関にくくられるため、二次医療圏に基づき決定される県の地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座の制度、これは、地域医療拠点病院に医師を派遣する制度ですが、その対象にしてもらえないという現状があります。植木病院の二次医療圏が熊本市であるため、派遣先に加えることはできないとされているわけでありました。

しかし実際は、熊本市圏域の中でも現実に偏在があって、医師確保に窮する公的病院があること、他方で鹿本医療圏の圏域を超えた病院群輪番制度の役割を担い、救急搬送の受入れを行っていることなどを、これは病院局だけに任せるのではなく、保健部門と連携するなど、組織横断的に市を挙げて、県に対して今のこの実情に応じた対策や制度の変更を申し入れるなどを行っていただくことを強く要望いたします。

まずは、一日も早く医師を確保して、経営にとってマイナスな状況を改善していただき、理念である信頼と満足の得られる全人的医療の提供、基本方針の第一に掲げる「患者さん中心の医療」を地域住民の多くの皆様が享受して、実感していただける医療提供体制を整えていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、再生可能エネルギー政策と農業振興についてお尋ねします。

近年、農業分野でも環境負荷の低減や持続可能な生産の観点から、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化が強く求められているところです。

特に、太陽光発電やバイオマス発電、地熱エネルギーなど、地域特性を生かしたエネルギー源を農業に積極的に取り入れることは、農業経営の安定化や地域の脱炭素化に寄与すると考えられます。

また、気候変動対応やエネルギー自給率向上の観点から、農業分野におけるエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの活用は、極めて重要だと考えます。

国においては、平成25年11月に成立し、平成26年5月に施行された農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、いわゆる農山漁村再生可能エネルギー法により、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再エネ導入が促進されてきました。

こうした中、令和3年6月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現が法の基本理念として規定されました。

また、同月に国・地方脱炭素実現会議が公表した、地域脱炭素ロードマップでは、再エネ等の地域資源を最大源活用し、地域の課題解決に貢献する地域脱炭素を実現するロードマップが示されています。

そこで、初めに環境局長にお尋ねします。

熊本市として、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に向けた支援など、どのような取組をされているか。また今後の再エネ推進などのエネルギー政策のお考えをお聞かせください。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○村上慎一環境局長 本市では、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、都市圏が一体となって再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進に取り組んでおります。

これらの推進に向けましては、市民の太陽光発電設備等の導入や、事業者の省エネ機器等の導入に対する補助を実施しているところでございます。

今後につきましては、令和7年度までに地球温暖化対策実行計画を改定することとしておりまして、再エネ導入の施策に関する目標を掲げるとともに、太陽光発電など、地域の再エネを活用した事業を促進する区域の設定の検討など、さらなる再エネの普及促進を図ってまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

市としての環境負荷低減に関する考え方は分かりました。

そこで、直近の農業分野に目を向けてみますと、農業の持続性を確保し食料を安定的に供給していくためには、環境への負荷を低減し持続的に生産していくことが強く求められています。

国においても令和4年4月22日に成立した環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、いわゆる、みどりの食料シス

テム法に加え、先般改正された食料・農業・農村基本法においても、環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、農業生産活動等における環境への負荷の低減の促進等について規定したところです。

そこで、農水局長にお尋ねします。

農業の持続性を確保していくためには、生産活動時における環境負荷の軽減を進めるべきと考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

〔金山武史農水局長 登壇〕

○金山武史農水局長 農業の発展と持続性の両立に向け、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を図ることは重要な課題であり、国においても、みどりの食料システム戦略の策定や法制化などを通じ、その方針を明確に示しております。

さらに、国は農業者に対し、各種補助事業を実施する際に、環境負荷低減に向けた要件を設定するなど、環境に配慮する取組の実践を求める方向となっております。

本市としても、農業生産活動における環境負荷の低減に向けて、施設園芸における暖房効率の向上による温室効果ガスの削減や化学肥料・化学合成農薬の使用低減等、まずは、できることから取り組んでもらうことが重要と考えておりまして、関係者と連携し、多様な取組を推進してまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

令和3年3月には、連携中枢都市圏としては全国初となる、先ほどの答弁にもありましたが、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を共同策定されております。この計画では、基本理念として「水・森・大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を掲げ、住民・事業者・行政の各主体が再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進などに取り組むこととしています。

先ほど、環境局長からも令和7年度までに地球温暖化対策実行計画を改定することとしているとの答弁をいただきました。

農業分野はもちろんのこと、全庁的に前向きに再生可能エネルギー施策を推進していただくことをお願いし、最後の質問に移ります。

公立保育園における幼児期を対象とした運動・スポーツ活動についてお尋ねしてまいります。

文部科学省は、平成24年3月に「運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基盤を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指す」として、幼児期運動指針を策定し、全国全ての約3万5,000件の保育所・幼稚園に通達しています。

この幼児期運動指針では、幼児期における運動の意義として、1、体力・運動能力の向上、2、健康的な体の育成、3、意欲的な心の育成、4、社会適応力の発達、5、認知的能力の発達といった5項目が示されているところであります。

また、平成30年4月から施行された改正保育園保育指針では、3歳以上児の健康領



域における内容の取扱いにおいて「多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること」という一文が新たに追加されており、幼児期において運動やスポーツに取り組む必要性が示されています。

しかしながら、近年、幼児期からのスポーツ教育に力を入れる保育園や幼稚園も見られますが、読み書きなどのほかの活動に力を入れている園もあることや、園によっては、園庭の確保の課題などもあって、全ての園で運動・スポーツ活動が十分に取り入れられているのか危惧するところでもあります。

令和5年度のスポーツ庁による全国体力・運動能力、運動習慣等調査によれば、小学校5年生及び中学校2年生を対象にした男女それぞれの体力合計点は、令和元年度から4年度までは連続して低下しており、令和5年度では回復基調とはなったものの、コロナ以前の水準までには至っておりません。

また、小中学校ともに回復の度合いに男女間で差があり、小学校女子が横ばい、中学校女子が低下という結果になっています。熊本市においては、本市の小学校3年生から高校3年生までの全員を対象にした体力・運動能力調査の結果では、小学校においては、全国平均を上回った項目が全体の64項目中5項目の7.8%、全国平均、県平均を下回った項目が64項目中36項目の56.2%という結果でした。

国の中央教育審議会の、子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）によれば、「体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって、体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である。体力は「生きる力」の極めて重要な要素となるものである。」と指摘されています。

そこで、3点お尋ねします。

1点目は、小中学校のみならず、幼児期の運動・スポーツ活動は、将来のこどもたちにとって大変重要なことだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目は、先ほど申し上げた文部科学省の幼児期運動指針を基に、スポーツ庁が幼児期の運動に関する指導参考資料ガイドブック第1集、第2集、DVDを作成しています。見てみますと、「これらのポイントに配慮しながら、幼児が自発的に楽しく体を動かすことができる環境を整えましょう。紹介する遊びを参考に、それぞれの保育施設の実態に合わせて工夫してみましょ。う。」と呼びかけられていますが、公立保育園では、このガイドブックを活用されている園がどれだけあるのか。参考にした具体的な取組があれば併せて教えてください。

3点目に、園庭などの施設面の課題で、十分な課題ができていないといった保育園がありますでしょうか。あるのであれば、どのような改善策をお考えか、お尋ねします。

以上、3点をこども局長に答弁を求めます。

〔木櫛謙治こども局長 登壇〕

○木櫛謙治こども局長 公立保育園における運動・スポーツ活動についての御質問にお

答えいたします。

幼児期は、運動全般の基本的な動きを身につけ、身体面も大きく成長する重要な時期でございます。

この時期に、いろいろな運動に親しみ、体を動かす習慣を身につけることは、心身の健やかな成長をはじめ、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育むなど、豊かな人生を送るための基盤づくりとなりますことから、遊びを通した運動は大変重要であると考えております。

そこで、本市におきましては、スポーツ庁におけるガイドブックを参考に、運動遊びに対する知識と意識の向上を目的とした保育士研修を行っており、各公立保育園におきましては、運動遊びを取り入れた保育活動を実施しております。

特に、歌や音楽に合わせ、体を動かして表現するリトミック遊びや、遊具を組み合わせ、多様な動きを経験するサーキット遊びなどを日々の保育に取り入れることで、健やかな体や豊かな心づくりの基盤づくりを行っております。

施設面につきましては、公立保育園の園庭の広さは、園児数に応じた国の基準は満たしておりますものの、大小様々でございますことから、園児一人一人が十分に体を動かして活動できるよう、クラスごとで時間を区切って使用するなどの工夫を行っております。

また、園庭だけではなく、室内ホールを活用することで、季節や天気にとらわれず体を動かせる空間を確保しております。

今後も、様々な工夫を行いながら、園児一人一人が自発的、主体的に楽しく体を動かすことができますよう、計画的な環境整備に努めてまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

今回の答弁では、公立保育園における本市の幼児期の運動に対する考え方や、公立保育園ですばらしい取組が行われていることが分かり、安心いたしました。

一方で、幼児期の就学前のこどもたちは、私立保育園や幼稚園にも通っているわけです。今後は、公立保育園以外の幼児期のこどもたちの運動・スポーツ活動の状況も把握していただき、今回、御答弁いただいた取組が全市的な取組となるよう、積極的に啓発推進していただくことをお願いしまして、質問を終わります。

今回、準備しました質問は以上であります。

真摯に御答弁いただいた市長並びに執行部の皆様、準備に当たりサポートいただいた議会局、各局執行部の皆様、本当にありがとうございました。

そして、本日お忙しい中、傍聴においでいただきました皆様、また、インターネット中継を御覧いただいた皆様に改めて感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

---

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明5日（木曜日）定刻に開きます。

---

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時57分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年12月4日

出席議員 45名

1番	寺本義勝	2番	大  寫澄雄
3番	村上  磨	4番	瀨尾誠一
6番	山中惣一郎	7番	井坂隆寛
8番	木庭功二	9番	村上誠也
10番	古川智子	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	16番	井芹栄次
17番	島津哲也	18番	吉田健一
19番	齊藤  博	20番	田島幸治
21番	日隈  忍	22番	山本浩之
23番	北川  哉	24番	平江  透
25番	吉村健治	26番	山内勝志
27番	伊藤和仁	28番	高瀬千鶴子
29番	小佐井賀瑞宜	30番	田中敦朗
31番	高本一臣	32番	西岡誠也
33番	田上辰也	34番	三森至加
35番	浜田大介	36番	井本正広
37番	大石浩文	38番	田中誠一
39番	坂田誠二	40番	落水清弘
41番	澤田昌作	43番	満永寿博
44番	紫垣正仁	45番	藤山英美
47番	上野美恵子	48番	上  田芳裕
49番	村上  博		

欠席議員 2名

5番	菊地渚沙	11番	荒川慎太郎
----	------	-----	-------

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	三 島 健 一
総 務 局 長	津 田 善 幸	財 政 局 長	原 口 誠 二
文化市民局長	早 野 貴 志	健康福祉局長	林 将 孝
こども局長	木 櫛 謙 治	環 境 局 長	村 上 慎 一
経済観光局長	村 上 和 美	農 水 局 長	金 山 武 史
都市建設局長	秋 山 義 典	消 防 局 長	平 井 司 朗
交通事業管理者	井 芹 和 哉	上下水道事業 管 理 者	田 中 俊 実
教 育 長	遠 藤 洋 路	中 央 区 長	土 屋 裕 樹
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	石 坂 強
南 区 長	本 田 正 文	北 区 長	吉 住 和 征
病院事業管理者	水 田 博 志	選挙管理委員会 事 務 局 長	福 島 慎 一

職務のため出席した議会局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	岡 島 和 彦